

## 川越市住宅用脱炭素化設備等導入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進を図るため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を取得した者及び脱炭素化設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の奨励金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により大幅な省エネルギーを実現し、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) 脱炭素化設備 次号から第7号までに掲げるものをいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムをいう。
- (4) 太陽熱利用システム 太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムをいう。
- (5) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。
- (6) 定置用リチウムイオン蓄電池 繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時などに必要に応じて電気を活用することができるシステムをいう。

- (7) V 2 H 充放電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で電気自動車等と住宅とで電力を相互に供給するシステムをいう。
- (8) 新築住宅 新たに建築された住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（分譲住宅を含む。）をいう。
- (9) 既存住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (10) 個人住宅 一つの建物が1住宅である住宅（戸建住宅）、区分登記された二世帯住宅等の各住戸及び共同住宅（一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段等を共用しているもの）の専有部分をいう。

（交付対象者）

第3条 この奨励金の交付の対象となる者は、脱炭素化設備を導入した、又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の基準を満たした住宅の所在地に住民登録があり市税に未納がない個人であって、市長が別に定める期間において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住する個人住宅（市内に存するものに限る。次号及び第3号において同じ。）に次条第1項各号に規定する交付対象設備を設置し、取得した者
- (2) 自ら居住するための個人住宅の建築に併せ、当該住宅に次条第1項各号に規定する交付対象設備を設置し、取得した者
- (3) 自ら居住するために建築又は改修した個人住宅が、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の基準を満たしている者
- (4) 次条第1項各号に規定する交付対象設備が設置された個人住宅又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の基準を満たしている新築住宅を購入し、引渡しを受けた者

（交付対象設備等）

第4条 交付対象設備等は、別表に規定する交付要件を満たした次の各号に掲げるものとする。ただし、脱炭素化設備は、設置前又は前条第4号に掲げる者にあつては、当該住宅への入居前において使用に供されていないものとする。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）
- (2) 太陽光発電システム
- (3) 太陽熱利用システム
- (4) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- (5) 定置用リチウムイオン蓄電池
- (6) V2H充放電設備

2 市が実施する他の補助金等の交付を受けた設備又は受けようとする設備については、本要綱に基づく交付申請を行うことができない。

（奨励金の額）

第5条 市が交付する奨励金の額は、前条第1項各号に規定する交付対象設備等の種類に応じ、それぞれ別表の奨励金額の欄に掲げる金額とする。

2 奨励金の交付は、前条第1項各号に規定する交付対象設備等ごとに、同一の申請者及びその申請者と同一の世帯につき1回限りとする。

3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）及び脱炭素化設備の購入に係る奨励金の交付申請は、併せて行うことができない。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号及び様式第2号のとおりとし、市長が別に定める申請の受付期間内において年2回受け付けるものとする。なお、申請の受付期間が複数ある場合にあつては、当該申請期間に応じて予算を配分す

るものとする。

2 前項の規定により複数の申請受付期間を定めた場合、申請者が交付の申請をすることができる回数は、1回限りとする。

3 市長は、第1項の規定により申請期間に応じて予算を配分した場合において、各申請期間内における申請の総額が配分した予算に満たないときは、これを次の申請期間に繰り越すものとする。

4 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書  
又は見積書の写し

(2) 申請書類ポイントチェック表

5 規則第4条第2項第1号から第4号に規定する書類の添付は、要しない。

(交付決定等)

第7条 市長は、受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合、当該申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

2 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第3号のとおりとする。

3 規則第7条第2項に規定する通知書は、様式第4号のとおりとする。

(交付対象事業の完了日)

第8条 交付対象者は、市長が別に定める期間内に交付対象設備等の設置等を完了しなければならない。

2 設置等の完了日は、第3条第1号から同条第3号に規定する者にあつては交付対象設備等に係る工事完了日とし、同条第4号に規定する者にあつては当該住宅の引渡日とする。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(交付対象事業の内容変更等)

第9条 交付対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となったときは、その理由その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条に規定する報告書は、様式第5号のとおりとし、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付対象設備等の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 交付対象設備等の設置場所の工事前写真（既存住宅へ交付対象設備等を設置した者又は既存住宅を改修しネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている者に限る。）
- (3) 交付対象設備等の完了後の現況写真
- (4) 工事完了日等証明書
- (5) 申請者に市税の滞納がないことの証明書（発行から1箇月以内のものに限る。）
- (6) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）にあつては、BELS評価書の写し、BELS評価書に基づく施工証明書及び年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書
- (7) 太陽光発電システムにあつては、機器の性能を証する書類及び電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し
- (8) 太陽熱利用システム及びV2H充放電設備にあつては、当該交付対象設備の保証書の写し
- (9) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池及びV2H充放電設備に

あつては、設置場所がわかる図面

(10) 太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池及びV  
2H充放電設備にあつては、定置用リチウムイオン蓄電池又  
はV2H充放電設備が太陽光発電システムと連携しているこ  
とを確認できる書類

(11) 実績報告書類ポイントチェック表  
(確定通知書)

第11条 規則第14条第1項の通知は、様式第6号によるもの  
とする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、  
交付が決定した日の属する年度の翌年度から5年を経過するま  
での期間とする。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求め  
る者は、処分等を行う10日前までに様式第7号を市長に提出  
しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があつた場合には審査を  
行い、その結果を様式第8号により当該申請者に通知するもの  
とする。

(協力)

第13条 市長は、申請者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化  
対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに  
該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は  
交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ  
る。

(1) 提出書類に虚偽の事項の記載があつたとき。

(2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが不適切であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、様式第9号により当該申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 奨励金の交付に関し、社会情勢の変化等を勘案し、施策効果の検証を踏まえ、1年ごとに必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

第2条 川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金交付要綱(令和5年4月1日施行)及び川越市エネルギー価格高騰対策再エネ機器導入支援事業補助金交付要綱(令和5年8月1日施行)については、廃止する。

(補助対象者)

第3条 川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金交付要綱(令和5年4月1日施行)及び川越市エネルギー価格高騰対策再エネ機器導入支援事業補助金交付要綱(令和5年8月1日施行)において補助金の交付を受けた者は、本要綱第5条第2項の規定に該当するものとする。

(財産処分の制限)

第4条 川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金交付要綱(令和5年4月1日施行)及び川越市エネルギー価格高騰

対策再エネ機器導入支援事業補助金交付要綱（令和 5 年 8 月 1 日施行）に定める財産処分の制限に係る期間は、なお従前の例による。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第 18 条の承認を求め  
る者は、処分等を行う 10 日前までに本要綱様式第 7 号を市長  
に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を  
行い、その結果を本要綱様式第 8 号により当該申請者に通知す  
るものとする。

（協力）

第 5 条 川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金交  
付要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）及び川越市エネルギー価格高騰  
対策再エネ機器導入支援事業補助金交付要綱（令和 5 年 8 月 1  
日施行）に定める市長から設置者に求めることができる協力は、  
なお従前の例による。

別表（第 4 条及び第 5 条関係）

	交付対象設備	交付要件	奨励金額
1	ネット・ゼロ・ エネルギー・ ハウス（Z E H）	次の(1)～(3)の全てに該当するも のであること。 (1) 以下ア又はイのいずれかに 該当するもの。 ア 以下（ア）～（エ）のすべて を満たすもの Z E H （ア）平成 28 年基準等に準拠し て計算される住宅の外皮 平均熱貫流率（U A）が 0 . 6 以下であること （イ）再生可能エネルギー等を除 き、基準一次エネルギー消 費量から 20 % 以上の一 次エネルギー消費量が削	150,000 円



		<p>減されていること</p> <p>(ウ) 再生可能エネルギーを導入していること</p> <p>(エ) 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること</p> <p>イ 以下(ア)～(ウ)のすべてを満たすZEH Oriented</p> <p>(ア) 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)に建築されていること</p> <p>(イ) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること</p> <p>(ウ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証のうちBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)において、ZE</p>	
--	--	---	--

		<p>Hの認証を受け、当該認証に従って施工されたもの。</p> <p>(3) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。</p>	
2	太陽光発電システム	<p>次の(1)～(3)の全てに該当するものであること。ただし、定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備を同時に設置工事するものに限る。</p> <p>(1) 低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであること。</p> <p>(2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるものであること（全量売電は対象外）。</p> <p>(3) 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値が、新築住宅にあつては4キロワット以上、既存住宅にあつては3キロワット以上であること。</p>	30,000 円
3	太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。	10,000 円
4	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	市長が別に定める。	30,000 円
5	定置用リチウムイオン蓄電池	市長が別に定める。	30,000 円
6	V2H充放電設備	市長が別に定める。	30,000 円